◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第394号 (H29.3.24) ◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=9件(3月17日~3月23日分)
- (1)乗合バスの車内事故①
- (2)乗合バスの衝突事故①
- (3) 乗合バスの衝突事故②
- (4) 乗合バスの車内事故②
- (5) 法人タクシーの衝突事故①
- (6) 法人タクシーの死傷事故(1)
- (7) 法人タクシーの死傷事故②
- (8) 法人タクシーの路面電車との衝突事故
- (9) 法人タクシーの衝突事故②
- 2. 行政処分の基準等が改正されました(3月21日施行)
- 3. 準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許の種別の確認について
- 4. 運送回数が約6%・運送収入が約2%増加しました!!~東京の410円タクシーの 導入効果~
- 5. 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
- 6. 貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします
- 【1. 重大事故等情報=9件】(3月17日~3月23日分)
- (1)乗合バスの車内事故①
- 3月17日(金)午後3時45分頃、大阪府の市道において、府内に営業所を置く乗合 バスが乗客40名を乗せ運行中、バス停で客扱い後発車した際、当該バス停で降車 するために車内を移動していた乗客が転倒した。
- この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、当該バスがバス停を発車後、乗客からの申告により停車しようとしたと ころ、移動中の乗客が段差で足を踏み外し転倒したことにより発生した模様。

(2)乗合バスの衝突事故(1)

3月18日 (土) 午前10時16分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗 合バスが回送運行中、交差点左側から進行してきた軽自動車と衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。

現場は軽自動車側に一時停止の標識があり、事故は軽自動車が一時停止をせずに

交差点に進入したことにより発生した模様。

(3)乗合バスの衝突事故②

3月20日(月)午後3時26分頃、長野県の県道において、同県に営業所を置く乗合 バスが乗客16名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた軽自動車と 衝突した。

この事故により、軽自動車の同乗者が死亡し、軽自動車の運転者が軽傷を負った。

(4) 乗合バスの車内事故②

3月21日(火)午後2時42分頃、青森県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、バス停で降車客扱い後発車した際、続いて降車しようと立ち上がった乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、降車しようとしていた乗客に気付かず当該バスが発車したため発生した 模様。

(5) 法人タクシーの衝突事故①

3月17日(金)午前3時56分頃、神奈川県の自動車専用道路出口付近において、東京都に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、減速したところに後方から進行してきたトラックに追突された。

この事故により、当該タクシーが横転して乗客2名と運転者の計3名が軽傷を負った。

(6) 法人タクシーの死傷事故①

3月18日(土)午前4時00分頃、神奈川県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客4名を乗せ運行中、交差点を青信号で直進したところ、赤信号で横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

(7) 法人タクシーの死傷事故②

3月19日(日)午前0時05分頃、福岡県の県道において、同県に営業所を置く法人 タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

現場は、信号や横断歩道のない片側2車線の直線道路であった。

(8) 法人タクシーの路面電車との衝突事故

3月21日(火)午後7時23分頃、長崎県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、路面電車と衝突した。

この事故により、路面電車の乗客1名が軽傷を負った模様。

(9) 法人タクシーの衝突事故②

3月23日(木)午前5時25分頃、千葉県の県道において、同県に営業所を置く法人 タクシーが空車で運行中、交差点を右折した際、対向車線を直進してきた二輪車 と衝突した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

上記9件の死傷者数計:死亡5名、重傷2名、軽傷5名(速報値)

【2. 行政処分の基準等が改正されました(3月21日施行)】

(配信日: H29.3.17)

道路運送法の一部を改正する法律等が施行されたことを踏まえ、行政処分の実効性向上を図るため、行政処分の基準等の改正を行い、3月21日から施行します。

主な変更点は以下のとおりです。

- 1. 貸切バス事業者に対し、適正化機関への負担金等納付命令の制度の創設による、 負担金等の納付命令違反に係る処分量定の新設。(貸切バス事業者のみ)
- 2. 事業者が公表している安全情報の国への報告の義務付けにより、報告を怠った場合の処分量定の新設。(貸切バス事業者のみ)
- 3. 運行管理補助者を選任又は解任した際の、国への届け出が義務付けられたことから、届出を怠った場合の処分量定を新設。(貸切バス事業者のみ)
- 4. 監査において運行管理等に係る書類を速やかに提示できるよう、適切に管理することを義務付けたことから、書類の管理に係る処分量定を新設する。(全ての旅客自動車運送事業者が対象)
- 5. その他、処分基準、監査方針等の改正を実施
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

【3. 準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許の種別の確認について】

(配信日: H29.3.10)

道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が本年3月12日に施行され、車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車運転免許制度が開始されます。

平成19年に中型自動車運転免許が導入された際、貨物自動車運送事業者が運転者 の運転免許証と配車される自動車の自動車検査証の照合を徹底させずに運行さ せた結果、普通免許で中型貨物自動車を運転し、無免許運転で検挙される事案が散見されました。

準中型自動車運転免許制度が開始されることに伴い、3月12日以降に普通免許を取得した者が運転することができる自動車は、車両総重量3.5トン未満及び最大積載量2トン未満のものに限られることになりますので、運転者が取得している運転免許の年月日及び種類について運転者台帳により適切に管理するとともに、乗務前点呼時に、運転者が取得している運転免許と乗務する事業用自動車の車両総重量及び最大積載量を自動車検査証等により照合するなどにより、無免許運転とならないよう注意願います。

※ 3月11日以前に取得した普通免許については、これまでどおり車両総重量5トン未満及び最大積載量3トン未満の車両を運転することができます。

【4. 運送回数が約6%・運送収入が約2%増加しました!!~東京の410円タクシーの導入効果~】

(配信日: H29.3.3)

東京の新しいタクシー運賃の導入後14日間の1日1車あたりの運送実績について サンプル調査を行いました。

その結果、昨年同時期の実績と比較して、730円以下の利用回数が約17%増加し、特に、410円以下の利用回数が約29%増加となりました。また、運送回数全体が約6%増加、運送収入全体が約2%増加となりました。

新しい運賃により、訪日外国人や高齢者を始めとする利用者が短距離でもタクシーが使いやすくなるとともに、タクシー需要の喚起につながることを期待しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000264.html

【5.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について】

(配信日: H29.3.3)

今般、下記の調査事案2件について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

- 貸切バスの追突事故(三重県四日市市)
- 〇重要調査対象
 - 貸切バスの追突事故(静岡県浜松市)
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000292.html

【6. 貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします】

(配信日: H29.3.3)

昨年12月に成立した道路運送法の一部を改正する法律のうち、貸切バス事業許可の更新制の導入については、本年4月1日より施行されます。更新の手続について必要な事項を定めるため、2月28日、省令・通達の一部を改正しました。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

- (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)
- *ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

- *自動車局ホームページ
 - (http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)
- * 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。
